

中小企業被災資産復旧事業費補助について

岩手県と田野畑村では、東日本大震災津波により被災した地域の経済の復興と雇用の場の回復を図るため、被災した中小企業の店舗・工場等の復旧経費を補助します。

※平成24年9月27日、復旧経費の補助限度額の業種ごとの区別を撤廃し、限度額を一律2,000万円とする改正を行いました。

1. 制度概要

(1) 補助対象事業者

東日本大震災津波により**事業用資産が滅失**し、**村内で事業を再開**しようとする中小企業者。

※ 復旧しようとする施設設備が所在していた**事業拠点の主たる事業用資産**（下記(2)の補助対象資産）が**滅失**していることが要件です。

(2) 補助対象経費

滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な**建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費**。

※1 取得費が**1,000千円以上**であることが要件です。

※2 機械及び装置は一部対象とならないものがあります。

(3) 補助率

補助対象経費の**2分の1以内**の額

(4) 補助限度額

20,000千円

(5) 雇用要件

事業を再開した日の属する年度から起算して**3か年経過して年度の終了する日までに被災時の従事者数を回復**していただくことが要件です。

※ 従事者には、経営者等を含みます。

(6) 対象期間

平成23年3月11日以降に実施した事業に**遡及して適用**することが可能です。

2. お問い合わせ先

田野畑村役場政策推進課（電話 0194-34-2111）または
田野畑村商工会（電話 0194-34-2304）